

規制に係る政策評価の点検結果 (令和元年度分)

令和2年9月
総務省行政評価局

規制に係る政策評価の点検結果(令和元年度分)(概要)

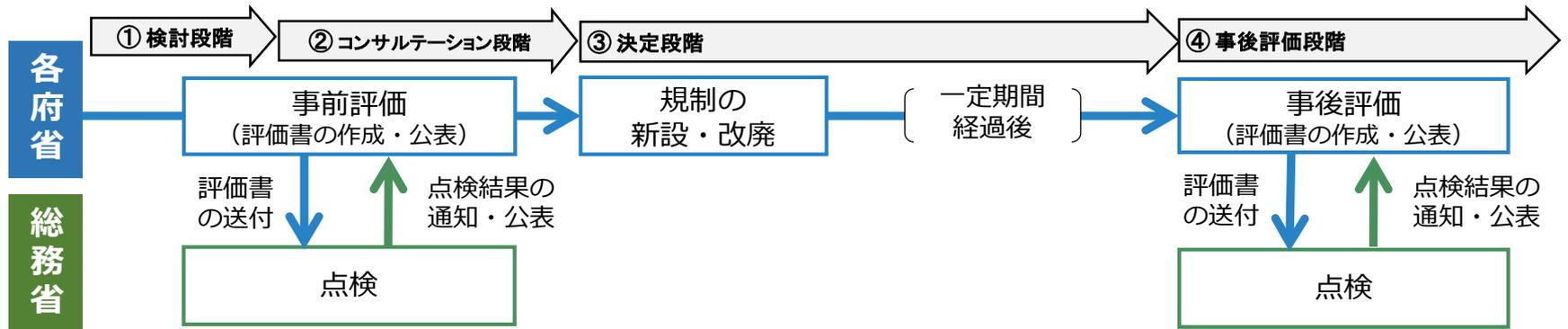
本点検は、各府省において実施された規制の政策評価の実施状況を把握するとともに、その実効性を高め、評価の質を向上させることを目的として実施するものです。

■ 規制評価・点検の仕組み

➤ 総務省は、各府省が実施した評価について、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成29年改正。以下「ガイドライン」という。）」の主要なポイント（遵守費用の定量化等）の実施状況を中心に点検し、結果を公表

➤ 各府省に対し、改善を要すると考えられる点について個別に指摘^(※)

^(※) 総務省では、個々の規制の政策評価書について、必要な記載がされているかの点検だけでなく、例えば、定量化のための具体的な手法の提案や、個々の規制の事情の丁寧な聴取などをした上で、指摘内容を通知



■ 点検の概要

➤ 法律又は政令により新設・改廃される規制に関し、令和元年度中に各府省が実施した政策評価（計195件）を対象に点検を実施 【内訳】事前評価137件、事後評価58件

➤ 各府省への主な指摘等の内容

- ① 費用及び効果の金銭価値化・定量化（特に遵守費用が定量化できない場合には詳しい理由を明示）
- ② EBPMの観点を踏まえたロジック（課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等）の記載
- ③ 規制の検討段階等における事前評価の活用
- ④ 事前評価書への事後評価の実施時期及び指標の明示の徹底

➤ 金銭価値化・定量化がなされていない評価書が依然として多い状況にあることから、規制の評価の質の向上のため、推奨事例を横展開

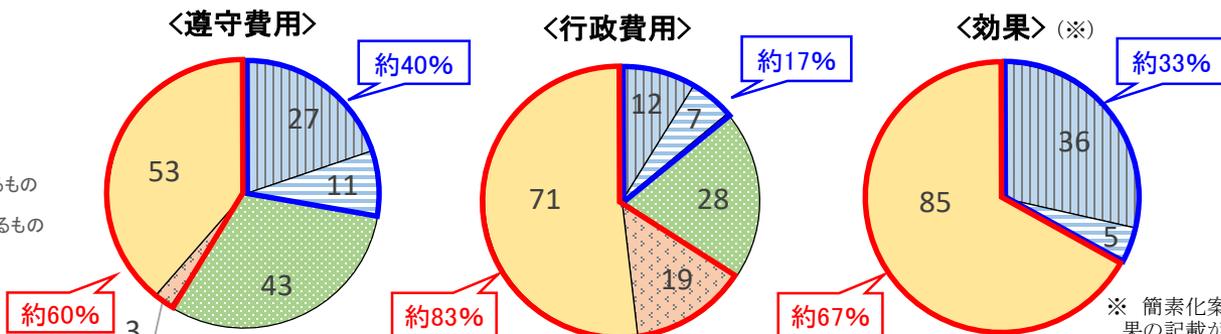
規制に係る政策評価の点検結果（令和元年度分）

1 定量化の状況

- 各府省が実施した規制の政策評価は、事前評価145件、事後評価58件の計203件
- このうち、評価の実施が義務付けられている法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした事前評価137件（うち簡素化11件）、事後評価58件（うち簡素化1件）の計195件を対象に点検を実施
 - 注）ガイドラインにおいて、社会、経済、環境等への影響の重要性に応じてメリハリのある評価を行うこととしており、重要性の低い規制については、簡素化した評価手法による評価を可能としている。
- 事前評価では、規制を受ける側のコストである「**遵守費用**」についてガイドラインで少なくとも定量化することとされているが、金銭価値化又は定量化されているもの（定量化率）は約40%となっており、前年度（約18%）に比べて大幅に増加しているものの、引き続き定量化されていないものも多くみられた。
 - 注）定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないものうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している（以下同じ。）。
- また、「**行政費用**」の定量化率は約17%（前年度約9%）、「**効果**」の定量化率は約33%（前年度約18%）と前年度に比べて増加しているものの、いまだ低い水準にとどまっている。

【事前評価】

- 金銭価値化されているもの
- 一部定量化されているもの
- 発生しないとされており、発生しないと考えられるもの
- 発生しないとされているが、発生すると考えられるもの
- 定性的に記載されているもの



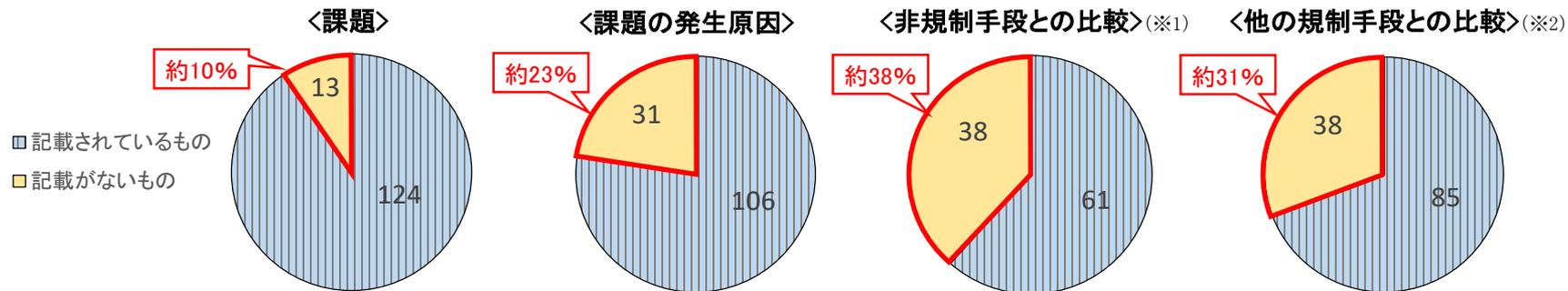
【各府省への主な指摘等】

- **費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示**
 - ・ 効果が費用を正当化できる旨の説明が説得力を持つよう、費用・効果等の内容を適切に洗い出し
 - ・ 申請等作業を伴う費用について、作業時間を「仮定」し、平均時給から人件費を推計
 - ・ 有識者会議資料や関連団体の公開情報等の数値を参考に費用や効果を推計
 - ・ 少なくとも例示や目安など、大まかな規模感が分かる程度の数値は提示
- **特に遵守費用については、定量化できない場合にはその理由を詳しく説明**するよう指摘

2 EBPMの観点を踏まえたロジックの説明に関する記載の状況

- EBPM(証拠に基づく政策立案)が重視されている状況を踏まえ、政策のよって立つ論理を明確に説明するために必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載状況について、今回新たに点検を実施
- 政策目的を明確にするための「課題」、「課題の発生原因」の記載、選択すべき手段を検討するための「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載について、所要の記述がされていないものが相当数みられた。

【事前評価】



※1) 緩和・廃止等の案件は、記載不要と考えられるものがあるため、合計値が一致しない。
※2) 簡素化案件は効果の記載が不要であるほか、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な代替案が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。

【各府省への主な指摘等】

(「課題」及び「課題の発生原因」について)

- **規制の導入前に生じている支障及びその発生原因**を明確に記載するよう指摘

(「非規制手段との比較」及び「他の規制手段との比較」について)

- **規制以外の手段(※3)及び他の規制手段(※4)によるメリットとデメリット**などを明らかにし、当該規制手段を選択することの妥当性を説明するよう指摘

※3 補助金交付等による経済的手段、業界の自発的取組、行政指導、行政側の広報・啓発等

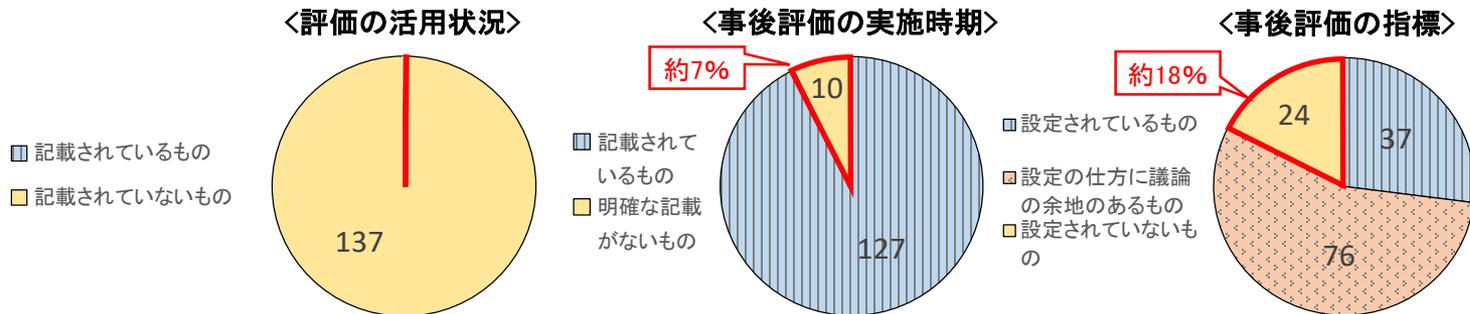
※4 規制をかける事業所の従業員規模を「300人以上」にする場合と「200人以上」にする場合による影響の違いや、「届出制」と「許可制」との違いなど

3 規制のライフサイクルにおける評価の活用等の状況

○ 事前評価において、規制の検討段階等における「評価の活用状況」(費用や効果等に関する評価の活用の状況)が記載されているものはなかった。

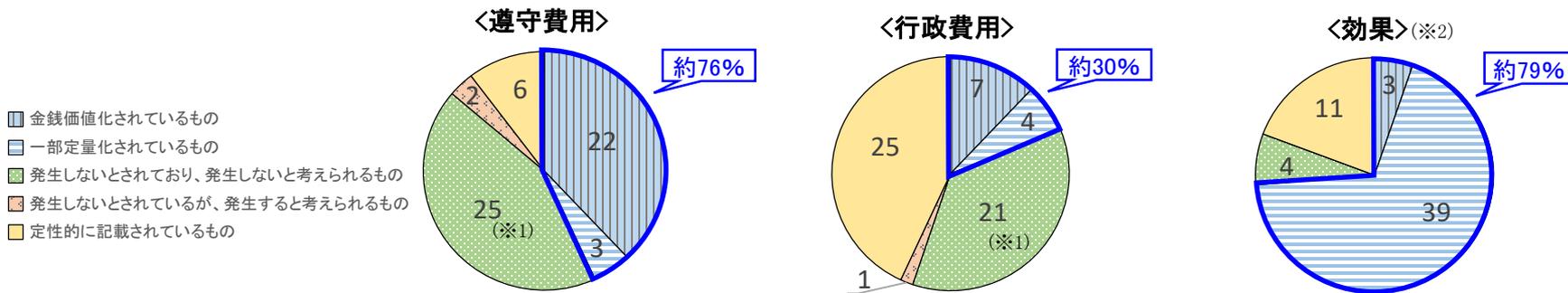
また、「事後評価の実施時期」が記載されていないものや、事後評価時に使用する「指標」を明記していないものもみられた。

【事前評価】



○ なお、事後評価では、遵守費用が金銭価値化又は定量化されているもの(定量化率)は約76%(前年度約77%)、行政費用の定量化率は約30%(前年度約29%)、効果の定量化率は約79%(前年度約63%)となっており、事前評価に比べて高い割合となっている。

【事後評価】



※1) 実績がなかった7件を含む。

※2) 簡素化案件は効果の記載が不要であるため、合計値が一致しない。また、実績がなかった7件は、発生しないと考えられるもの(4件)、抑止効果が定量化されているもの(2件)、抑止効果が定性的に記載されているもの(1件)である。

【各府省への主な指摘等】

- 規制の検討段階等において、定量化した費用や効果といった**事前評価の内容の活用**を図るよう指摘
- 事前評価書において、**事後評価の実施時期**及び**事後評価時に使用する指標**を明示することを徹底するよう指摘

(参考) 規制に係る政策評価書の点検結果(前年度分との比較)

(単位:件)

事前評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部定量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされているが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	小計((c)を除く)	計
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化)	令和元年度	27 (28.7%)	11 (11.7%)	43(-)	3 (3.2%)	53 (56.4%)	94 (100%)	137
平成30年度		4 (4.8%)	11 (13.3%)	14(-)	8 (9.6%)	60 (72.3%)	83 (100%)	97	
行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	令和元年度	12 (11.0%)	7 (6.4%)	28(-)	19 (17.4%)	71 (65.1%)	109 (100%)	137	
	平成30年度	4 (5.3%)	3 (3.9%)	21(-)	12 (15.8%)	57 (75.0%)	76 (100%)	97	
効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和元年度	36 (28.6%)	5 (4.0%)	0(-)	0 (0.0%)	85 (67.5%)	126 (100%)	126	
	平成30年度	11 (11.6%)	6 (6.3%)	1(-)	0 (0.0%)	78 (82.1%)	95 (100%)	96	
評価の活用状況	年度	記載されているもの				記載されていないもの			計
	令和元年度	0(0.0%)				137(100.0%)			137
	平成30年度	0(0.0%)				97(100.0%)			97
事後評価の実施時期	年度	記載されているもの				明確な記載がないもの			計
	令和元年度	127(92.7%)				10(7.3%)			137
	平成30年度	96(99.0%)				1(1.0%)			97
事後評価時の指標	年度	設定されているもの			設定の仕方に議論の余地のあるもの		設定されていないもの		計
	令和元年度	37(27.0%)			76(55.5%)		24(17.5%)		137
	平成30年度	32(33.0%)			20(20.6%)		45(46.4%)		97

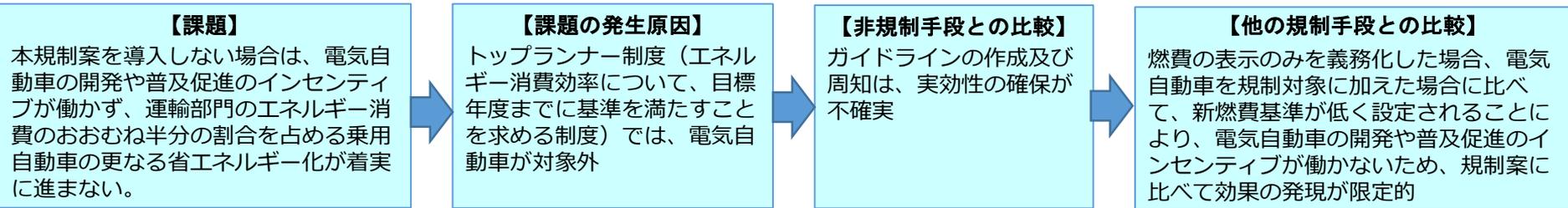
事後評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部定量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされているが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	小計((c)を除く)	計
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化)	令和元年度	22 (66.7%)	3 (9.1%)	25(-)	2 (6.1%)	6 (18.2%)	33(100%)	58
平成30年度		2 (15.4%)	8 (61.5%)	10(-)	0 (0.0%)	3 (23.1%)	13(100%)	23	
行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	令和元年度	7 (18.9%)	4 (10.8%)	21(-)	1 (2.7%)	25 (67.6%)	37(100%)	58	
	平成30年度	0 (0.0%)	5 (29.4%)	6(-)	2 (11.8%)	10 (58.8%)	17(100%)	23	
効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和元年度	3 (5.7%)	39 (73.6%)	4(-)	0 (0.0%)	11 (20.8%)	53(100%)	57	
	平成30年度	1 (5.3%)	11 (57.9%)	2(-)	0 (0.0%)	7 (36.8%)	19(100%)	21	

(注)1 効果については、簡素化案件では記載が不要であるため、合計値が一致しない。

2 定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している。

費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている推奨事例①

法令名：エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案	府省名：経済産業省・国土交通省
規制名：特定エネルギー消費機器として定める乗用自動車の範囲に電気自動車を追加	規制区分：拡充



規制案の内容 特定エネルギー消費機器として定める乗用自動車の範囲に、「電気を動力源とするもの（燃料を使用するものを除く。）」を新たに加える。

【費用(総額):約4,000億円】

<遵守費用①：新燃費基準の基準値を満たすように電気自動車の設計・開発を行うための費用>

- 約4,000億円 = 100万円×40万台（2030年度時点）

- ・電気自動車1台当たりの遵守費用: 100万円
- ※ ほぼ同じ重量の従来車との販売価格の差額を基に仮定
- ・電気自動車の見込販売台数: 40万台
- ※ 2030年度における乗用車の総販売台数を400万台、そのうち電気自動車の販売台数を1割と試算

<遵守費用②：消費エネルギー性能効率の表示義務への対応費用>

- 従来のカタログ等に記載内容を追加・変更することで対応が可能であるため、従来と変わらない。

<行政費用：新燃費基準に定める基準値の達成状況を確認する作業費用>

- 製造事業者等：18社
- ※ 電気自動車以外の従来車の基準値達成状況の確認作業と同様の業務フローであり、既存の組織体制で対応可能であるため、負担は変わらない。

<間接的影響>

- ・約900万 t / 年のCO2排出量削減
- ・我が国の自動車製造業の国際競争力の強化

効果は費用を上回ることを定量的に説明

【便益(総額):約6,000億円】

新燃費基準に定める目標基準値の達成によるガソリン使用量の削減効果

- 約6,000億円 = 約400万kl / 年 × 149.8円（2030年度）

- ・目標基準値の達成によって見込まれるガソリン使用量の削減量：約400万kl / 年
- ・直近1年間のガソリンの国内小売価格の平均：1リットル当たり149.8円

【規制(改正)案の確定】
令和2年1月21日閣議決定
令和2年4月1日施行

【事後評価】
実施時期：施行から5年後に事後評価を実施する。
指 標：電気自動車の出荷台数、技術開発の進展の状況 など

費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている推奨事例②

法令名：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令案

府省名：農林水産省

規制名：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の対象とする家畜等の追加

規制区分：拡充

【課題】

馬用飼料の製造方法等の規格・基準の設定、設定された規格・基準に合わない飼料の製造等の禁止等の措置を講ずることができず、畜産物の生産の安定に支障が生じる危険性が高まる。

【課題の発生原因】

馬は、「当該家畜等の生産物が通常食用に供され、かつ、その生産量が相当量あること」の要件に該当しないため、「家畜等」として指定されていない。

【非規制手段との比較】

国が業界団体等に対して馬用飼料の安全性等に関してきめ細やかな情報提供を行うことも考えられるが、全ての飼料について安全性を確保することは困難

【他の規制手段との比較】

馬を法の規制対象とするほかに手段がなく、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

規制案の内容

馬用飼料の安全性の確保を図る観点から、馬を「家畜等」に指定し、飼料の製造方法等の規格・基準を設定し、設定された規格・基準に合わない飼料の製造等を禁止する。指定対象は馬のうち食用に供するものに限る。

【費用(総額):約530万円】

<遵守費用①：飼料の切替え、管理者の設置等の費用>

○ 約150万円 = 約50万円 (1工場当たりに見込まれる増加費用) × 3工場

- ・ 飼料の切替え費用: 約36万円 (約3万円 × 12か月: 品質管理のための自己分析)
- ・ 飼料製造管理者の設置費用: 約11万円 (講習受講費及びテキスト代(5万円) + 交通費(1万円) + 5日分の宿泊費(5万円))
- ・ 届出、帳簿の備付け等に係る費用: 約2万円 (資料費、保管設備費、人件費等)
- ・ 馬用飼料の製造工場数は不明だが、運搬費等の都合を考慮し、国内食用馬肥育が盛んな地域に1工場あると仮定(東北1, 関東甲信越1, 九州1)

<遵守費用②：基準に基づく表示への切替え費用>

○ 約250万円 = 10円 × 25万枚

- ・ 印刷費: 1枚10円 (1万5,000枚以上発注時の紙袋の単価)
- ・ 年間の配合飼料生産量: 約5,000tと仮定した場合に必要な紙袋数: 25万枚 (1枚当たり20kg)

<行政費用：立入検査の費用>

○ 約130万円 = 42万6,000円 × 3工場

- ・ (独)農林水産消費安全技術センターによる1工場当たりの立入検査経費9万3,000円 (人件費6万2,000円 + 旅費・運搬費等3万1,000円) + 分析費用33万3,000円)

<間接的影響>

- ・ 馬肉の生産の安定が図られ、畜産業の振興にも寄与する。

【便益(総額):約55億円】

白質脳軟化症による馬の死亡を防止する効果

○ 約55億円
= 48万8,000円 × 1万1,199頭

- ① 馬1頭当たりの畜産農家の収入: 48万8,000円
※ 馬1頭から生産される馬肉の量: 610kg
※ 馬肉1kg当たりの単価800円
- ② 国内で白質脳軟化症が発生した場合の想定死亡頭数: 1万1,199頭
※ 国内で飼養されている馬: 7万4,660頭 (平成29年)
※ 馬の白質脳軟化症の発症による死亡率: 15% (1991年にアメリカで行われた調査による)

効果を定量的に説明し、費用を上回ることを示す

【規制(改正)案の確定】

令和元年11月1日閣議決定
令和2年12月1日施行予定

【事後評価】

実施時期：施行から5年後に事後評価を実施する。
指 標：馬用飼料製造業者等の数及び馬用飼料の流通状況、立入検査の件数 等

費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている推奨事例③

法令名：家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

府省名：農林水産省

規制名：予防的殺処分の対象疾病の拡大

規制区分：拡充

【課題】

アフリカ豚熱又は口蹄疫のまん延を十分に防ぐことができないおそれがある。

【課題の発生原因】

現在、近隣諸国においてアフリカ豚熱の発生拡大が続き、また訪日外国人旅行者数が増加し、我が国への侵入リスクが格段に高まっている。

【非規制手段との比較】

従前のおり、患畜等となったことをもって殺処分等、まん延防止措置を実施することが考えられるが、有効なワクチンが存在しないアフリカ豚熱が家畜において発生した場合に、その急速な拡大を阻止することができない状況となっても、他に取るべき手段がなく、実効的にまん延を防止することができないおそれがある。

【他の規制手段との比較】

予防的殺処分は、家畜伝染病のまん延防止のための最終的な手段であり、代替案は想定されない。

規制案の内容

現在、口蹄疫にのみ認められている予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、家畜以外の動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合にも、予防的殺処分ができるよう措置する。

【費用(総額):18.4億円】

<遵守費用：なし>

- ・ 殺処分家畜の評価額の全額が家畜の所有者に支払われることとなるため、養豚農家が負担する費用はない。

<行政費用：予防的殺処分による国の負担額>

○ 18.4億円 = 2万円/頭 × 約9.2万頭

- ・ 現在の肥育豚の平均評価額：約2万円
 - ・ アフリカ豚熱発生の際に殺処分する飼養豚の頭数：約9.2万頭
- ※ 我が国における養豚が盛んな都道府県の区域内の養豚密集地域から無作為で抽出した10地点の中で、最も半径3 km以内の飼養頭数が多かった地点における飼養頭数

<間接的影響>

- ・ 悪性伝染性疾病の病原体への感染リスクが低減することで、豚肉等の生産の安定及び国内での自由な流通の確保、海外との有利な輸出入協議等により、我が国の高品質な畜産物の生産・販売につながるなど、我が国の畜産業の発展に大きく寄与する。

【便益(総額):約2,400億円】

予防的殺処分による損害
(アフリカ豚熱がまん延した場合)
を防止する効果

○ 約2,400億円
= 6,062億円 × 40%

- ① 我が国の豚の農業産出額
: 6,062億円 (平成30年)
 - ② アフリカ豚熱による飼養豚数の減少割合
: 約40%
- ※ 中国において平成30年8月に発生したアフリカ豚熱による飼養豚数の減少割合により試算

効果を費用を上回ることを定量的に説明

【規制(改正)案の確定】

令和2年2月25日閣議決定
令和2年7月1日施行

【事後評価】

実施時期：改正法施行後5年を目途として事後評価を実施する。
指 標：予防的殺処分の実施状況

費用、効果別の金銭価値化・定量化例

【事前評価】

- 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例…………… P10
- 行政費用が金銭価値化・定量化されている事例…………… P14
- 効果が金銭価値化・定量化されている事例…………… P16
- 効果が金銭価値化・定量化されている事例(緩和により削減される費用を便益として推計)…… P18

【事後評価】

- 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例…………… P20
- 行政費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例…………… P21
- 効果が実績値により金銭価値化・定量化されている事例…………… P22

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例

① 警察庁：自動車運転代行業の認定の基準（緩和） （自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令案）

○ 規制の概要
自動車運転代行業の認定制度の欠格事由の一つとされていた成年被後見人等を欠格事由から削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって必要となる能力の有無を判断する規定を新設する。

費用要素	算定方法
① 誓約書の提出	<p>① 約4万円/年\div34.62円\times751件+109.2円\times91件</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人による申請1件当たりの誓約書の提出に要する費用 ：約34.62円（労働単価34.62円\times1分） ※ 国税庁による平成29年分民間給与実態統計調査で示された1年を通じて勤務した給与所得者の年間の1人当たり平均給与の432万円を60分\times8時間\times5日\times52週で除して算出 個人による自動車運転代行業の1年当たりの認定申請件数：751件 ※ 平成27年から平成29年までの間の各年中の申請件数の平均値を基に推計 法人による申請1件当たりの誓約書の提出に要する費用 ：約109.2円（法人役員の労働単価45.51円\times1分\times1法人当たりの役員数2.4人） ※ 法人役員の労働単価については、国税庁による企業規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額（役員）で示された資本金2,000万円未満の株式会社における役員の給与平均の568万円を60分\times8時間\times5日\times52週で除して算出。また、役員数については、財務省による四半期別法人企業統計調査（平成29年7～9月期）で示された法人企業数97万2,400社で役員数232万600人を除して算出 法人による自動車運転代行業の1年当たりの認定申請件数：91件 ※ 平成27年から平成29年までの間の各年中の申請件数の平均値を基に推計
② 診断書の提出	<p>② 約700万円/年\div7,077円\times751件+1万8,553.4円\times91件</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の申請1件当たりの診断書の提出に要する費用 ：7,077円（5,000円+34.62円\times60分） ※ 診断書作成料は医療機関によって大幅に異なるが1枚5,000円と仮定、診断書提出に要する時間を1時間と仮定 法人の申請1件当たりの診断書の提出に要する費用 ：約1万8,553.4円（5,000円\times2.4人+45.51円\times60分\times2.4人）

② 消費者庁：事業者がとるべき措置（新設） （公益通報者保護法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要
事業者に対して、公益通報に対応する業務に従事する者を定め、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を義務付け（常時使用する労働者が300人以下の中小企業は努力義務）等

費用要素	算定方法
公益通報の受付、調査、是正措置等を行うための人件費、旅費その他の諸経費	<p>義務の対象となる大企業約1万7,000社（平成26年経済センサス）のうち公益通報対応体制を整備していない事業者の割合について、アンケート結果の数値を引用して規模感を提示</p> <p>「平成28年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」において、大企業1,248社のうち、1,065社が「内部通報体制を整備している」と回答。このうち、「内部通報制度の仕組みの社内への周知」、「是正措置・再発防止策の実施」の内部規程を整備している事業者は、それぞれ約45%、約68%にとどまる。</p>

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

③ 農林水産省：肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け (拡充) (肥料取締法の一部を改正する法律案)

○ 規制の概要

肥料の品質確保及び公正な取引の確保のため、以下の見直しを行う。

- ① 肥料の規格として、従前の成分含有量等に加え、肥料に使える原料の範囲についての規格を定める。
- ② 肥料業者に対し、使用した原料等の帳簿の備付けを義務付ける。
- ③ 肥料の成分に関する虚偽の宣伝に加え、原料に関する虚偽の宣伝を禁止する。
- ④ 肥料の品質や効果に関する基準（肥料が効く速度に関する表示等）を整備する。

費用要素	算定方法
帳簿の作成費用	約1億円/年 \div 2,200社 \times 0.13 \times 36万4,000円 ・規制の対象業者：約2,200社 ・ 規制の対象業者のうち任意で全く帳簿をつけていない業者の割合：約13% ・帳簿作成のための1社当たりの費用：36万4,000円（260日 \times 2,800円/時間 \times 0.5時間/日） ※ 年間営業日を260日/年、平均的な1日の帳簿記載作業を約0.5時間/日、人件費単価を2,800円/時間と仮定

④ 農林水産省：飼養衛生管理者の選任の義務化 (拡充) (家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案)

○ 規制の概要

飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、衛生管理区域内において従事者等を管理するとともに、従事者等の教育及び訓練等を行う飼養衛生管理者を選任しなければならない旨の規定を措置

費用要素	算定方法
従事者等の管理業務	単価：約6.8万円（一の衛生管理区域当たり） \div 約1,358円/時 \times 50時間/年 ・飼養衛生管理者の人件費：約1,358円/時 ※ 約4,600円（養豚農家の1頭当たりの年間人件費。平成30年度農業経営統計調査（肥育豚生産費）より） \times 約2,120頭（養豚農家の平均飼養頭数。平成31年畜産統計調査より） \div 365日 \div 8時間 \div 2.46人（平成30年農業経営統計調査より） ・従事者等への研修等時間：50時間/年（=2時間/年（研修）+2時間 \times 2回/月 \times 12か月（周知、教育、訓練）） ※ 研修の受講については年に1回程度、従事者等に対する飼養衛生管理基準の周知並びに飼養衛生管理に係る教育及び訓練については月2回程度それぞれ2時間ずつ行うものとする。

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

- ⑤ 国土交通省：公共交通事業者等に対するバリアフリー化の措置に関する協議への応諾義務の創設（第8条、第9条の2及び第9条の3関係）（新設）
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

公共交通事業者等が高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑化するため、他の公共交通事業者等に対し協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととする等

費用要素	算定方法
協議に応じるための費用	協議1件あたりに要する費用：10万8,720円＝2,718円×10時間×4人 ・ 担当者の時給（2,718円）＝484万9,000円（年間平均給与額）÷1,784時間（年間総労働時間（事業規模30人以上）） ・ 協議1件当たり10時間、4人を要すると仮定

- ⑥ 国土交通省：団地における敷地分割制度の創設（第168条、第190条、第213条等）
（新設・緩和）
（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

団地型マンションの建替えやマンション敷地売却の円滑化により団地型マンションの再生を円滑化するため、団地型マンションの全部又は一部が特定要除却認定マンションである場合に限り、本来全員合意が必要となる共有物たる敷地の分割を、多数決決議（5分の4）で行えることとする等

費用要素	算定方法
① 敷地分割組合の設立及び認可の申請に係る費用	① 約156万4,000円＝3万9,100円/日×40.0人/日 ※ 建替事業における建替組合の設立及び認可の申請に係る費用と同等である等一定の仮定を置いて算出 ・ 建設コンサルタントへの業務委託費（単価）：3万9,100円/日 ※ 「平成31年度設計業務委託等技術者単価」（以下同じ。） ・ 業務量：40.0人/日 ※ 「マンション建替事業に於けるコーディネート及びコンサルティング業務に関する業務基準及び標準的業務量」（社団法人再開発コーディネーター協会）（以下同じ。）
② 敷地権利変換計画の策定及び認可の申請に係る費用	② 約254万1,500円＝3万9,100円/日×65.0人 ※ 建替事業における権利変換計画の策定及び認可の申請に係る費用と同等であると仮定 ・ 業務量：65.0人/日

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

⑦ 国土交通省：除却の必要性に係る認定の対象の拡充（第102条関係）（緩和） （マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案）

- 規制の概要
- 高経年化等により生命・身体に危険を及ぼすマンション等の再生を一層円滑化する観点から、除却する必要がある旨の認定の対象となるマンションに、耐震不足マンションに加え、以下のマンションを加えることとする等
- ・ 現行の耐震不足マンションと同様に、国民の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある老朽化マンション
 - ・ 生命・身体に危害が及ぶおそれのあるマンションほどには除却の必要性が高くはないものの、居住環境として著しく不相当であるため政策的に除却を円滑化すべきマンション

費用要素	算定方法
要除去認定の申請を行うための費用	<p>単価：約375万円＝1,250円/㎡×約3,000㎡</p> <p>※ 老朽化等に係る基準に適合しているかどうかについて診断するための費用が、マンションの耐震診断を行うための費用と同等である等の一定の仮定をおいて算出</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断の費用（単価）：1,250円/㎡ <ul style="list-style-type: none"> ※ 一般財団法人日本建設業連合会ホームページ (https://www.nikkenren.com/kenchiku/taishinka/about_5.html) より、鉄筋コンクリート造の耐震診断の費用（現地調査費用を含む）は500円/㎡～2,000円/㎡程度となっており、便宜的に中央の値をとったもの ・ 建替えが実施されたマンションの延床面積の平均値：約3,000㎡ <ul style="list-style-type: none"> ※ 国土交通省住宅局によるマンションの建替え実績の調査（対象期間：昭和61年度～平成30年度）から、建替えが実施された単棟型のマンションの延床面積の平均値を算出 </div>

⑧ 環境省：解体等工事時における石綿飛散防止（拡充） （大気汚染防止法案）

- 規制の概要
- 事前調査の方法を法定化するとともに、一定規模以上等の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果を都道府県等へ報告することを義務付ける。また、調査に関する記録の作成及び保存を義務付ける。

費用要素	算定方法
事前調査結果の都道府県等への報告	<p>対象数：200万件程度が対象となる見込み</p> <p>※ 一定規模以上等の建築物等の解体等工事を対象とすることを想定しており、具体的な対象範囲は今後検討</p>

【事前評価】行政費用が金銭価値化・定量化されている事例

⑨ 農林水産省：家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け（拡充） （家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要
 現行のまん延防止措置のうち、検査、注射、薬浴又は投薬、家畜等の移動制限等の規定について、都道府県知事が、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散の防止を目的とした場合にも行うことができる措置等を追加

費用要素	算定方法
① 消毒に要する薬品の購入費	①単価：7万円/回＝1,000円×70袋 ・消石灰1袋の値段：約1,000円 ・患畜等の所在した畜舎等の消毒を1回行うのに要する消石灰：平均約70袋 ※ 過去の発生事例を基に仮定（各都道府県からの聞き取りベース）
② 消毒ポイントの設置に要する費用	②単価：約1,960万円＝70万円/日×28日 ・消毒ポイントの設置に伴い要する費用：1日平均約70万円 ※ 豚熱発生事例においてA県で実施した消毒ポイントの設置に伴い要した費用の平均値 ・豚熱の場合の家畜の移動制限日数：通常28日間

⑩ 農林水産省：品種登録表示の義務化（新設） （種苗法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要
 登録品種の種苗の利用者が、利用する種苗が登録品種であるか否かについて容易かつ確実に識別できるような取引環境を整備するため、登録品種の種苗を業として譲渡する者に対して、その譲渡をする登録品種の種苗又はその種苗の包装に、品種登録表示を付すことを義務付ける等の措置を講ずることとする。

費用要素	算定方法
① 是正指導業務（地方農政局等）	約2,750万円÷約550万円/年（≒（41.7万円×20%×5人+41.7万円×10%×1人）×12か月）×5年
② 地方農政局等の登録品種の表示監視等を統括する業務（本省）	・国家公務員の平均給与月額：41.7万円 ・地方農政局等における登録品種の表示監視業務等の業務量は20%増加、担当する職員5人 ・本省における統括業務の業務量は10%増加、担当する職員1人 ・施行5年後に見直すため、試算期間を5年

【事前評価】行政費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

⑪ 農林水産省：指定混合肥料制度の創設（緩和） （肥料取締法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

農家のニーズに応じた配合肥料の生産を促進するため、以下の見直しを行う。

- ① 化学肥料等の普通肥料と堆肥等の特殊肥料を配合した肥料及び、肥料と土壌改良資材を配合した肥料について、成分保証を行わず、届出制とする。
- ② 登録済みの肥料を配合後に造粒した肥料について、登録制から届出制に移行する。
- ③ ①及び②の肥料等を指定混合肥料と総称する。

費用要素	算定方法
生産要件や手続の緩和により増加すると見込まれる新規銘柄に対する立入検査コスト	$約65万円 \div 2万1,000円 \times 620銘柄 \times 5\%$ <ul style="list-style-type: none"> 立入検査1銘柄ごとに要する費用（人件費）：約2万1,000円 増加見込み銘柄数：約620銘柄 立入検査の抽出率：約5%

⑫ 国土交通省：公共交通事業者等に対するバリアフリー化の措置に関する協議への応諾義務の創設（第8条、第9条の2及び第9条の3関係）（新設） （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

主務大臣は、「公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項」を勘案して必要があると認めるときは、法第9条の3に基づき、公共交通事業者等に対して乗継ぎの円滑化に関する措置について必要な指導及び助言をすることができることとする等

費用要素	算定方法
指導・助言に係る費用	$約109万円 = (4万3,488円 + 1万872円) \times 20件$ <ul style="list-style-type: none"> 指導・助言の検討1件に要する費用：4万3,488円（2,718円×16時間×1人） <ul style="list-style-type: none"> ※ 担当者の時給（2,718円）=484万9,000円（年間平均給与額）÷1,784時間（年間総労働時間（事業所規模30人以上））（以下同じ。） ※ 指導・助言の検討に要する時間を16時間、担当者の人数を1人と仮定 指導・助言1件の説明聴取及び意思決定に要する費用：1万872円（2,718円×0.5時間×8人） <ul style="list-style-type: none"> ※ 指導・助言の説明聴取及び意思決定に要する事務作業時間を0.5時間、当該作業に関与する人数を8人と仮定 指導・助言が分析対象期間（5年間）でなされる件数（仮定）：20件

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例

⑬ 警察庁：都道府県公安委員会による医師の診断書の提出命令（新設） （道路交通法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要
公安委員会は、認知機能検査により認知症のおそれがあると判定された者以外の者に対しても、臨時適性検査を行い、又は診断書の提出を命ずることができることとし、この命令を受けた者は、指定された期日までに診断書を提出しなければならないこととする。

効果要素	算定方法
診断書提出命令に係る事務	単価の一部及び対象数：約4,454日＝約4.8日分×928件 ・1件の臨時適性検査を診断書提出命令に代えることによる手続の短縮日数：約4.8日分 ※ 臨時適性検査の手続に要する日数（約12.2日）－診断書提出命令の手続に要する日数（約7.4日） ・平成30年に認知症のおそれがあると判定された者以外の者に対して実施した適性検査件数：928件

⑭ 農林水産省：肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け（拡充） （肥料取締法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要
肥料の品質確保及び公正な取引の確保のため、以下の見直しを行う。
① 肥料の規格として、従前の成分含有量等に加え、肥料に使える原料の範囲についての規格を定める。
② 肥料業者に対し、使用した原料等の帳簿の備付けを義務付ける。
③ 肥料の成分に関する虚偽の宣伝に加え、原料に関する虚偽の宣伝を禁止する。
④ 肥料の品質や効果に関する基準（肥料が効く速度に関する表示等）を整備する。

効果要素	算定方法
肥料生産業者の原料虚偽により生じていた損失額	約17.4億円/年 \div 21.7億円×4件 \div 5年 ・直近5年での経済被害発生件数：4件 ・1事案当たりの経済被害額：平均約21.7億円 ※ 本規制拡充を行わなかった場合、今後5年間で直近5年間と同様に4件の経済被害が生じると仮定

⑮ 農林水産省：家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け（拡充） （家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要
家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散を防止するため、都道府県知事が、現行のまん延防止措置のうち、検査、注射、薬浴又は投薬、家畜等の移動制限等の規定については、家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散の防止を目的とした場合にも行うことができる措置等を追加

効果要素	算定方法
豚熱発生時の飼養豚殺処分による被害の防止	豚熱発生事例から低減可能な被害の規模を提示 ・今般の豚熱発生事例における被害額：約50億円 ※ 令和2(2020)年1月16日現在で約16万頭の飼養豚を殺処分

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

⑯ 農林水産省：特定家畜人工授精用精液等の容器の表示（新設）
（家畜改良増殖法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要
獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項（採取年月日等）の表示を義務付け

効果要素	算定方法
血統矛盾等による繁殖農家の経済的被害の抑制	約4.8億円（血統矛盾発生時の市場取引額の減少） ・平均的な家畜市場の取引実績等を全市場比に即した数値から試算 ※ {（事案に係る市場の当期対前年度平均価格の減少額－全国の当期対前年度平均価格の減少額）×当該市場の当期取引頭数} ×全市場比により算出

⑰ 農林水産省：品種登録表示の義務化（新設）
（種苗法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要
登録品種の種苗の利用者が、利用する種苗が登録品種であるか否かについて容易かつ確実に識別できるような取引環境を整備するため、登録品種の種苗を業として譲渡する者に対して、その譲渡をする登録品種の種苗又はその種苗の包装に、品種登録表示を付すこと等の措置を義務付ける。

効果要素	算定方法
登録品種の種苗の情報検索のために必要な人件費の削減	約5.45億円 ÷ 1万1,840円/日 × 2日 × 2万3,000名 ・人件費単価：1万1,840円/日（派遣労働者の平均賃金（8時間換算）） ・登録品種の利用者：2万3,000経営体（農業組織経営体のうち法人経営体（2015年農林業センサス）） ※ 品種登録表示が適切に付されていない登録品種が流通した場合には、当該表示が適切に付されている場合よりも、種苗の利用者において当該登録品種の種苗を購入するか否かの意思決定のための情報を検索するために1日多く要し、また、1年間で「春だね」と「秋だね」の購入についての情報を検索すると仮定

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例

(緩和により削減される費用を便益として推計)

⑱ 警察庁：自動車運転代行業の認定の基準（緩和）

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令案)

○ 規制の概要

自動車運転代行業の認定制度の欠格事由の一つとされていた成年被後見人等を欠格事由から削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって必要となる能力の有無を判断する規定を新設する。

効果要素	算定方法
登記事項証明書の提出費用の削減	<p>約217万円\approx2,377.2円\times751件+4,251.2円\times91件</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人申請の場合の1件当たりに要する証明書提出費用：約2,377.2円（\approx300円+34.62円\times60分） <ul style="list-style-type: none"> ※ 登記事項証明書の交付請求の手数料を300円、労働単価を34.62円、交付請求に要する時間を約60分（書類作成約30分+窓口届出又は投函約30分）とする。 法人申請の場合の1件当たりに要する証明書提出費用：約4,251.2円（\approx300円\times2.4人+34.62円\times102分） <ul style="list-style-type: none"> ※ 1法人当たりの役員数を2.4人、交付請求の窓口届出又は投函を代理人が一括して行くと仮定し、交付請求に要する時間を約102分（書類作成約30分\times2.4人+窓口届出又は投函約30分）とする。

⑲ 農林水産省：指定混合肥料制度の創設（緩和）

(肥料取締法の一部を改正する法律案)

○ 規制の概要

農家のニーズに応じた配合肥料の生産を促進するため、以下の見直しを行う。

- ① 化学肥料等の普通肥料と堆肥等の特殊肥料を配合した肥料及び、肥料と土壌改良資材を配合した肥料について、成分保証を行わず、届出制とする。
- ② 登録済みの肥料を配合後に造粒した肥料について、登録制から届出制に移行する。
- ③ ①及び②の肥料等を指定混合肥料と総称する。

効果要素	算定方法
① 施肥に係る作業の抑制	<p>① 約17億円\approx3万3,600円\times5万ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 施肥に係る作業費用の削減額：3万3,600円/ha <ul style="list-style-type: none"> ※ 労働単価を2,800円/時間、施肥に係る削減作業時間を1.2時間/10a（出典：やまがたアグリネット）とする。 今後5年で指定混合肥料が施肥されると見込まれる農地：5万ha
② 届出制への移行に伴う負担の軽減	<p>② 約3,200万円\approx5万3,100円/件\times560件\times0.7+8,000円/件\times2,000件\times0.7</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録手数料：5万3,100円/件 化成肥料の新規登録件数：約560件（平成29年度実績） 登録更新手数料：8,000円/件 化成肥料の年間更新件数：約2,000件（平成29年度実績） <ul style="list-style-type: none"> ※ 届出制となる肥料は平成29年度実績の約7割と仮定

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例

(緩和により削減される費用を便益として推計)(続き)

⑳ 経済産業省：航空機製造事業法における資格要件の見直し (緩和) (航空機製造事業法施行令及び航空機製造事業法施行規則)

○ 規制の概要

航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件を、国家試験の合格者から、研修を受講している者であって一定期間の実務経験を有している者に改正

効果要素	算定方法					
国家試験の受験料の削減	約300万円＝受験料8,000円×受験者数					
	実施年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	受験者数	345人	461人	453人	454人	368人
	手数料合計(円)	2,760,000	3,688,000	3,634,000	3,632,000	2,944,000

㉑ 国土交通省：マンション管理業者による重要事項の説明等に係る手続きの合理化・簡素化 (第72条第1項、第72条第6項、第73条第3項、第109条関係) (緩和)

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案)

○ 規制の概要

マンション管理業者による重要事項の説明及び書面の交付に係る規制について、新築マンションと同様にリノベーションマンション等も特例措置の対象とし、マンションの分譲・再分譲に通常要すると見込まれる期間は、重要事項の説明や書面の交付を不要とする等

効果要素	算定方法
重要事項に係る書面の交付及び説明会の開催が不要となることによる費用の削減	<p>1マンション管理業者当たりの削減される遵守費用：5,694円 (742円+4,952円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明に要する費用：742円 (2,474円×0.3時間×1組) <ul style="list-style-type: none"> ※ 担当者の時給 (2,474円) = 440万7,000円 (年間平均給与額) ÷ 1,781時間 (年間総労働時間 (事業規模30人以上)) ※ 説明に要する時間を0.3時間と仮定 ※ リノベーションマンション等の管理組合と管理受託契約を締結する管理業者数を1組と仮定 (以下同じ。) ・書面 (重要事項説明時) の印刷費用：4,952円 (80円×61.9戸×1組) <ul style="list-style-type: none"> ※ 書面1部の印刷費用を80円と仮定 ※ マンションの区分所有者等数は、協会会員が受託している全マンションの総戸数 (607万7,730戸) を総組合数 (98,146組合) で除した数 (一般社団法人マンション管理業協会調べ)

【事後評価】 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

② 消費者庁：特定適格消費者団体の認定制度及び所要の規制（新設） （消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

○ 規制の概要

被害回復関係業務の遂行主体として、一定の要件を満たした適格消費者団体を、その申請に基づき内閣総理大臣が特定認定を行う等

費用要素	算定方法
特定認定の申請のための書類の作成費用	$55万2,000円 = 18万4,000円 \times 3件$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定認定の申請のための書類作成費用：18万4,000円（2,800円/時×66時間） ※ 労働費用（時給）を2,800円（平成30年分民間給与実態統計調査及び平成29年度労働統計要覧を基準）とする。 ※ 申請のために必要となる書類をリストアップした上で、各書類の作成・取得に要する時間を合計66時間として算出 ・ 特定認定の申請件数：3件（法施行から3年5か月までの間の実績）

③ 国土交通省：許可に係る建設工事の種類の見直し（建設業法別表第1関係）（新設） （建設業法等の一部を改正する法律）

○ 規制の概要

許可に係る建設工事の種類について、解体工事を新設する。

費用要素	算定方法
許可申請事業者における解体工事業に係る許可申請手数料	$約43億円 = 約8万6,000件 \times 5万円$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 1申請当たりの手数料（業種追加申請）：5万円 ・ 平成28～30年度の3か年度における解体工事業に係る建設業の許可申請件数（国土交通大臣許可業者）：約8万6,000件 ※ 許可申請にそれぞれ業種追加の手数料である5万円を要したと仮定

【事後評価】行政費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

⑭ 消費者庁：特定適格消費者団体の認定制度及び所要の規制（新設） （消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

○ 規制の概要

被害回復関係業務の遂行主体として、一定の要件を満たした適格消費者団体を、その申請に基づき内閣総理大臣が特定認定を行う等

費用要素	算定方法
特定認定の要件を満たしているか審査する業務	$270万円 = 180万円 + 90万円$ <ul style="list-style-type: none"> 平成29年：180万円 = 3,000円/時 × 300時間 × 2団体 30年：90万円 = 3,000円/時 × 300時間 × 1団体 令和元年：申請実績なし <p>※ 労働費用（3,000円/時）は、政策調査員手当630万7,000円（消費者庁の令和元年度一般会計歳出予算明細書に記載の額）/年を1年間の営業日240日であん分した額（2万6,200円）に1日当たりの業務時間を8時間30分として算出</p> <p>※ 作業時間は300時間/年（標準処理期間2～3か月の期間において、担当職員2名の4時間の業務時間が月12回程度発生）</p>

⑮ 国土交通省：許可に係る建設工事の種類の見直し（建設業法別表第1関係）（新設） （建設業法等の一部を改正する法律）

○ 規制の概要

許可に係る建設工事の種類について、解体工事を新設する。

費用要素	算定方法
解体工事業に係る建設業の許可申請の許可及び審査に要する費用	$約2.1億円 = 2,474円（1,237円 + 1,237円） × 8万6,000件$ <ul style="list-style-type: none"> 審査に要する費用：1,237円（2,474円 × 0.5時間 × 1人） ※ 担当者の時給（2,474円） = 440万7,000円（年間平均給与額） ÷ 1,781時間（年間総労働時間（事業所規模30人以上））（以下同じ。） ※ 審査に要する時間を0.5時間、担当者の人数を1人と仮定 上司による確認に要する費用：1,237円（2,474円 × 0.167時間 × 3人） ※ 確認に要する時間を0.167時間、上司の人数を3人と仮定 平成28～30年度の3か年度における解体工事業に係る建設業の許可申請件数（国土交通大臣許可業者）：8万6,000件

【事後評価】効果が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

②⑥ 警察庁：自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令（新設）（道路交通法）

○ 規制の概要

公安委員会は、自転車の運転に関し道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるべきことを命ずることができる。

効果要素	算定方法					
講習受講による交通ルール理解及び自転車運転者の危険性の改善	① 講習受講者数					
	実施年	平成27年	28年	29年	30年	合計
	被受講命令者数	7人	81人	122人	295人	505人
	受講者数	7人	80人	122人	296人	505人
	受講率	100.0%	98.8%	100.0%	100.3%	100.0%
	※ 受講率は、受講命令を受けた者（被受講命令者数）のうち講習を受講した者（受講者数）の割合					
	※ 平成28年及び29年中に受講命令を受けた者が翌年に受講したため、28年は受講者数が被受講命令者数を1人下回り、30年は受講者数が被受講命令者数を1人上回ったもの					
	② 講習受講後のテストの得点率					
		受講前	受講後			
	テストの得点率	78.4%	94.1%			
※ 講習を受講したもののうち、テストの結果が判明した296人の得点率を記載						
③ 講習受講者122人（平成29年）における講習受講前後1年の危険行為件数及び危険行為に係る事故件数						
	受講前	受講後				
危険行為件数（※1）	184件	6件				
事故件数（※2）	22件	0件				
※1 平成29年1月から同年12月末までに講習を受講した者の受講日を基準にして前後1年間の危険行為件数を記載						
※2 平成29年1月から同年12月末までに講習を受講した者の受講日を基準にして前後1年間の危険行為に係る事故件数を記載（事故件数には物損事故を含む。）						

【事後評価】効果が実績値により金銭価値化・定量化されている事例(続き)

⑳ 警察庁：自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等（新設） （道路交通法）

○ 規制の概要

警察官は、制動装置不良自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができることとする。この場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができることとする。

効果要素	算定方法
制動装置不良を原因とした自転車事故の発生件数の減少	規制導入前後における制動装置不良を原因とした自転車事故の発生件数が約3分の1に減少 ・規制導入前の事故発生件数：118件（平成20年～24年） ・規制導入後の “ ” ： 41件（平成26年～30年）

㉑ 金融庁：大量保有報告規制の見直し（緩和） （金融商品取引法）

○ 規制の概要

変更報告書（大量保有）の提出義務の適用除外の要件のうち、「株券等保有割合が1%以上減少したことを提出事由とする変更報告書」であることを削除し、提出事由の如何にかかわらず、株券等保有割合が5%以下である旨の記載がある変更報告書を提出した場合には、その後の変更報告書の提出を不要とする。

効果要素	算定方法
変更報告書の提出が不要となったことによる費用の削減	$692万5,751円 = 3万4,117円 \times 203件$ ・変更報告書1通を作成し提出するのに要する費用：平均3万4,117円 ※ 提出件数が多い複数の金融機関に対して金融庁が行ったヒアリング結果 ・提出が不要となった変更報告書の件数：203件（5,075件 \times 0.04） ※ 平成24年の1年間に提出された変更報告書提出件数4,713件のうち、無作為に100分の1（47件）を抽出して調査したところ、規制緩和があれば提出を要しなかったのは47件中2件（約4%） ※ このため、平成25年から30年までの変更報告書の年間提出件数の平均である5,075件の4%（203件）について提出が不要となったものと推計

規制に係る政策評価の点検について

【規制に係る政策評価とは】

<目的>

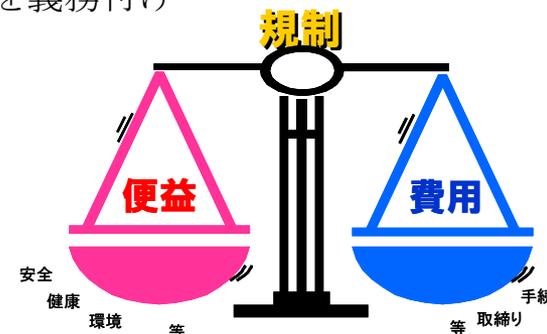
- ・ 発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること
- ・ 国民や利害関係者に対しての規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し、説明責任を果たすこと

<対象>

- ・ 行政機関が法律又は政令により規制を新設・改廃する際には、事前評価の実施を義務付け
- ・ 事前評価を実施した規制について、見直し時期の到来時に事後評価を実施

<内容>

- ・ 規制の費用、効果等の影響を把握し、費用と効果(便益)の関係を比較・分析



【ガイドラインの主な内容】

(1) 費用と効果

- ① 遵守費用(※) = 特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化
- ② 行政費用 = 可能な限り定量化又は金銭価値化
- ③ 効果(便益) = 可能な限り定量的に推計

※ 国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用

(2) 事前評価の活用方法

規制の検討から見直しに至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階からの各段階において望まれる評価の活用方法を提示

(3) 事後評価の導入

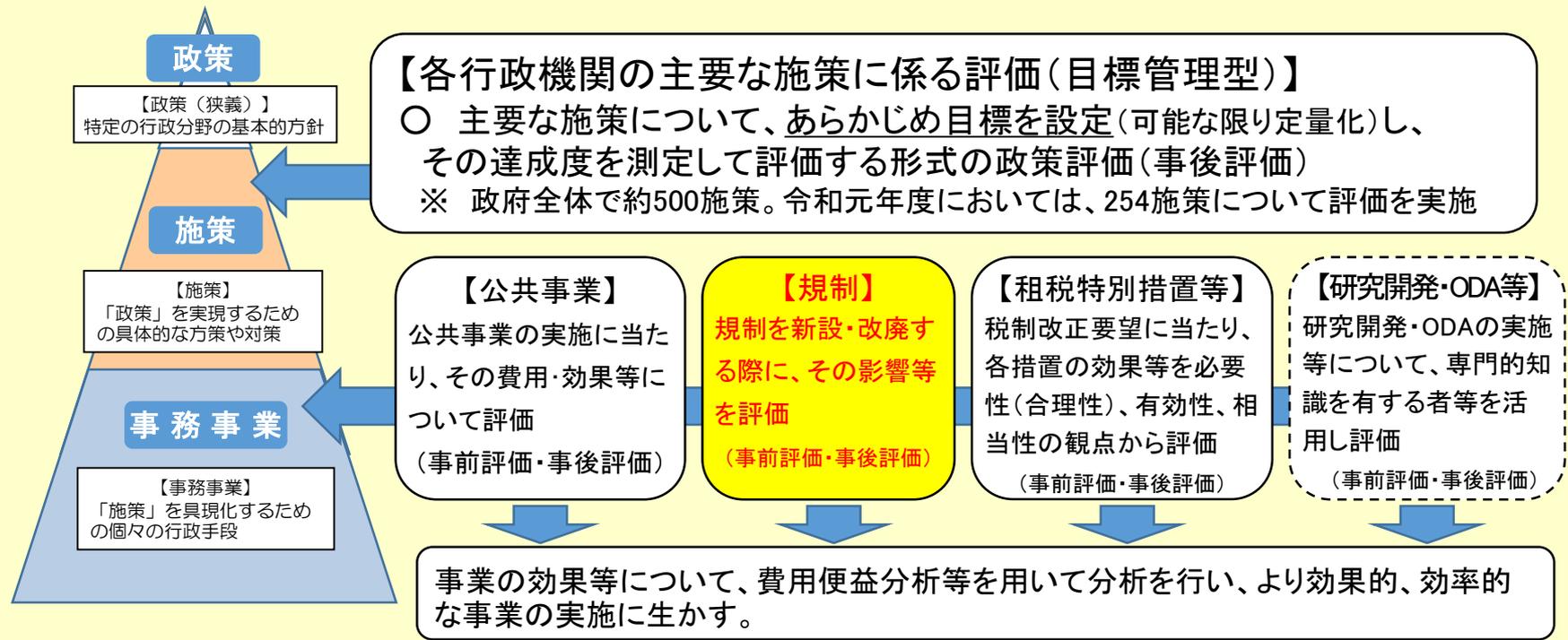
事前評価時の費用と効果の想定と、事後評価時に把握した実際の費用と効果を比較・検証し、既に導入された規制の妥当性を確認

【点検の実施】

- ・ 総務省は、各府省の評価について、ガイドラインの主要なポイント等の実施状況を中心に点検

各府省が実施する政策評価の概要

◆各行政機関の政策体系 <各府省は、以下の体系に沿って、自ら評価を実施>



- ◆総務省（行政評価局）は、
- 評価のガイドライン等の策定・改訂
 - 各府省の評価結果について、点検を実施
 - 各府省にまたがる政策について、テーマを定めて自ら評価
 - 評価の質を向上させるため、評価手法の開発や人材の育成